

武蔵国留守所惣檢校職に就いて

——北条執権政治体制成立史の一齣——

岡 田 清 一

はじめに

治承四年（一一八〇）八月拳兵した源頼朝は、律令体制を否定せず末端機構たる国衙の組織を直接に支配することによって東国に政權を樹立しえた。このように国衙組織を重視する傾向は、最近とくに顕著であるが、頼朝^①死後、変化していく幕府政治のなかで北条氏が抬頭して

くる、所謂執権政治体制成立の過程において北条氏もまた国衙機構をおおいに利用したことは当然考えられる。千葉氏や小山氏と比肩しうるべくもない北条氏が、国守の歴任による国務の掌握、その発展的段階として国衙領の私領化^②、あるいは所謂「国司軍」^③の確保等によって、経済的・軍事的基盤を強化するに至ったことは推定可能であろう。

本論においては、以上のことを念頭において武蔵国を例として私見を述べてみたい。⁽⁴⁾

一、惣検校職の成立と展開

嘉祿二年（一、二二六）四月十日、河越三郎重員は武蔵国留守所惣検校職に補任された。また、これより以前、同職は畠山次郎重忠が奉行していたといふ。⁽⁵⁾畠山氏といふ、河越氏といふともに秩父氏流であるから惣検校職は秩父氏流に相伝された職であるといえよう。惣検校職には付随する四力条があり、それは国検時の事書など国中の文書や「机催促」の文書に連署することなどを含んでいるが、その成立・具体的内容等についての論證は未だ管見に触れない。以下、その成立等について略述してきたい。

惣検校の初見は、東南院文書万寿二年（一、〇二五）十月十六日附「伊賀国玉灌柚司解案」⁽⁷⁾である。ただし、これは柚司としての惣検校であつて在庁官人ではない。そこで注目すべきは台明寺文書天承元年（一、一三二）九月十七日附「大隅国正八幡宮執印行賢等寄進状案」⁽⁸⁾である。執印行賢が大隅国台明寺に供料田を寄進の際、大介中原朝臣以下在庁が證判を加えているがその個所を引用

しておこう。

（前略）任寄文旨、早可為台明寺不断念仏借供料田之證判
大介中原朝臣在御判

大判官代藤原

大判官代惟宗在判

諸司檢校縣宿祢在判

税所檢校建部在判

惣檢校

ここで留意する点は、惣検校とともに諸司檢校・税所檢校が存在することである。さらに年代は降るが、建久六年（一、一九五）の「大隅国御家人交名」⁽⁹⁾には惣検校こそ見えないが諸司檢校とともに田所檢校・税所檢校が見えている。このように惣検校以下が在庁官人として存在したことを確認しえるのであるが、摘出した国が武蔵・大隅の二国に限られていることから各国々においてその名称・様相も異つたであろう。⁽¹⁰⁾

ところで、この「檢校」の性格規定については既に高田美氏によつてなされている。⁽¹¹⁾高田氏は寺院関係文書にも檢校の職名があるのを手がかりに、寺務の監督という動詞から監督者の職名に転化したとし、これを郡司に及ぼして郡司の監督者的立場を表示したものとされた。た

だし当初は必ずしも郡司の監督者であったとはいえないが、延喜年間ごろから変化したようである、と考へておられる。

その性格規定はあくまでも郡判にみえる檢校についてであるが、監督者の意味をもつ檢校が在庁にもあらわれたことは当然推定されよう。とするならば、諸司檢校とは具体的には不明であるが、税所檢校・田所檢校とは税所・田所を監督するものと解して差しつかえないと思われる。在庁を構成する「所」については既に竹内理三氏によつて論じられているが、⁽¹²⁾ ほぼ十一世紀以降成立すると考へられている。そのような「所」の成立にしたがつて「所」を監督する存在が必要となるのは当然である。そこに「某所檢校」が成立する素因があつたろうし、それら「某所檢校」を監督するものとして「惣檢校」の成立を考へる必要がある。武蔵国留守所には石井進氏によれば調所・大細工所・内細工所の存在が、また近江金剛輪寺文書「武蔵国税所注進状」⁽¹³⁾ から税所の存在がそれぞれ知られるが、「某所檢校」の存在は未だ確認できない。

かかる成立の過程を有する惣檢校職と秩父氏との関係はいかなるものであろうか。

秩父氏は『尊卑分脈』によれば桓武平氏良流で将恒の子武基が秩父別当を称したことに始まる。武基の子十郎武綱の時、後三年の役に源義家にしがたい白旗を賜つて先陣を勤めたという。その子重綱が河越氏にとつて「先祖」と仰がれ、また重綱以来代々留守所惣檢校職に補任されてきた。すなわち重綱は、武蔵国留守所を掌握し、たとえば天下一同の公役・国内平均の所課を充て課し「机催足」を行い、さらに所謂「武蔵七党」との間に姻戚關係を成すことによつて、⁽¹⁴⁾ 武蔵国内の中小武士団に対する統率権を強化しようとしたと思われる。その結果、留守所の監督権を内容とした惣檢校職に、国内武士団に対する統率権が附随したものと思われる。

その後、秩父氏の家督はいかなるものか次男流である重隆が継承するようになった。重隆は、仁平三年(一一五三)ごろ上野国多胡郡に居住していた源義賢の「貴種」たることを重視し、彼によつて父重綱以来の権限を飛躍させようとした。ところが久寿二年(一一五五)八月、義賢・重隆は武蔵国大藏館において源義朝の嫡男義平と対立し、義賢・重隆らは討たれている。『源平盛衰記』には、そのとき畠山重能が源義平にしたがつて義賢を攻めたことを記載しており、重隆・重能という秩父重

綱の子孫間に対立のあったことを推測せしめる。

武蔵国比企郡を根拠地に武蔵一国を支配しようとした源義賢及び秩父重隆の勢力に対して、相模国の武士団を統合しさらに武蔵国へ勢力を拡大せんとする源義朝・義平父子は大蔵館にて勝利し、武蔵国武士団をほぼその支配下に結集、保元・平治の両乱における義朝の軍事的基盤をなしたのである。平治の乱後平氏の政権下において武蔵国の在地武士団がどのような動きを示したかは詳かではない。ただ秩父氏の家督は重隆没後も河越氏に相伝されたものらしく、畠山氏が長子の流れでありながら庶流となったため、積極的に政権担当者である平家に同調したという貫達人氏の推測は妥当性をもつものである。

留守所惣檢校職は秩父氏の家督とともに重綱以来、河越氏に相伝されたと思われる。重隆・能隆を経て重頼が惣檢校職に補任されたことは確認できないが、そのことを推測するために『吾妻鏡』治承四年(一、一八〇)八月二十六日条が関連すると思われるので全文を引用しておきたい。

武蔵国畠山次郎重忠、且為報平氏重恩、且為雪由比浦会稽、欲襲三浦之輩、仍相具当国党々可来会之由、舐

遣河越太郎重頼、是重頼於秩父家、雖為次男流、相継家督依從彼党等及此儀云々、江戸太郎重長同与之、及辰剋、河越太郎重頼、中山次郎重実、江戸太郎重長、金子、村山輩已下数千騎攻来、

この条文に関しては「惣領制」的側面から多く解されている。たとえば鈴木英雄氏は、秩父氏が分裂した当時、河越氏が他氏族を結集しえたのは秩父氏が往年武蔵一国にわたって武威を示していたという抽象的意識に基づくものであると解された。これに対して豊田武氏は鈴木説を批判されつつ、畠山氏が特に河越氏に参加を要請したのは河越氏が秩父氏の家督として一族を統率する実力があったためであり、さらに村山党や金子氏という他氏族が秩父氏の家督の命を受けたのは、秩父氏が武蔵国の留守所としての勢力をもっていたからであると述べられた。

たしかに鈴木氏の解されたように、この時期には秩父氏は河越・江戸・小山田・畠山諸氏に分化し、既に秩父氏という存在は過去のものであった。しかし河越氏が秩父氏の家督を受けついでこと、さらに畠山氏が河越氏に参加を要請し、その結果、秩父一族のみならず金子・村山という他氏族まで相具した事実は無視しえないものが

ある。少くとも河越氏が武蔵国内の武士団に対してある種の権限を有していたと考えざるをえない。

これに類似することとして、『吾妻鏡』建久四年（一一九三）二月九日条に、畠山重忠が武蔵国内の武士団の争いについて鎮撫を命じられたことを記載してある。すなわち

武蔵国丹・児玉党類有確執事、已欲及合戦之由依有其聞、可相鎮之旨、被仰付畠山次郎重忠云云、

とあり、その結果について同書建久四年二月十八日条には以下の如く記している。

畠山二郎申云、丹・児玉之輩、欲及合戦事依加制止、両党和平、互出退云云、

嘉祿二年（一一二六）河越重員が惣檢校職に補任される以前、重忠が同職に補任されていたことを考えるならば、その職権として国内武士団に対する統率権を想定することは容易であろう。建久四年国内の武士団の争いについて鎮撫を命じられたことは、まさに惣檢校職に含まれる統率権の発動であったといえよう。とするならば、溯って治承四年当時、河越氏が国内の武士団に対して有していた「ある種の権限」こそ惣檢校職に附随する統率権であったのであり、重頼が同職に補任されていたこと

を示すものであらう。

二、鎌倉政権下の武蔵国

源頼朝の挙兵に対して、惣檢校職を有する河越氏を始めとする秩父諸氏は当初から参加せず、例外的に葛西清重が指摘されるのみである。にもかかわらず頼朝は江戸重長に対して「汝已為棟梁」、よって便宜勇士達を僱具して参会すべきようにと使者を派遣、さらに武蔵国諸雑事に関して在庁官人及び諸郡司等に仰せ、沙汰すべき旨を命令している。既に述べたように、惣檢校職を帯ずる河越氏が武蔵国留守所に対して監督権を有していたことは確実であらう。頼朝にとつて、自己に敵対する河越重頼を排除して葛西氏と一族たることを強調する江戸氏をその代理者たらしめんとしたものと推測される。その点はさらに武蔵国内の社寺に対して、土肥実平を狼藉停止のために下向せしめていくことなども同国に対する頼朝の意図——それは既に多く論じられてきたように国衙機構を利用した支配権の浸透——をみることできよう。

頼朝の意図がどれ程実現しえたかは不明であるが、河越氏の有する惣檢校職は文治元年（一一八五）に至り重頼が義経縁坐によつて誅せられたことにより他の所領と

ともに収公されたと思われる。ただし本領河越庄は後家
尼が伝領している⁽²¹⁾。

惣檢校職はついで畠山重忠に移った。それは既に述べ
たように河越重員が同職に補任されたことに關係する
『吾妻鏡』寛喜三年四月二十四日条によつても首肯しえ
る。このこと自体、即座に畠山重忠が武蔵国内の武士団
を掌握したことを意味するものではないが、建久四年の
丹・児玉両党の確執にみられるように国守平賀義信でさ
え国内武士団に対して何らなしえない事實はみることが
できよう。そこには、国衙行政権に国守義信、留守所監
督権に惣檢校畠山重忠という、一応対等の御家人が存在
することによつて国守が留守所を掌握できなかったこと
が理解されよう。

また頼朝死後、武蔵国には頼家の側近的武士たる比企
氏が小笠原・中野・細野諸氏らとともに頼家の意志によ
つて政治上で実権を握りつつあった。たとえば建仁二年
(一、二〇二)、頼家は数百騎を召具して伊豆・駿河両国の
狩倉に下向したが、この時に御家人を「可候内之輩」と
して前述した比企氏らの側近を指定し、大部分の他の御
家人は「此外輩、皆可候外」として極端に区別する態度
をとっている。しかも比企氏は頼朝がまだ在京中、既に

側近にあつたようで、永暦元年(一、一六〇)、頼朝が伊
豆国に流人となるや比企掃部允は武蔵国比企郡を請所と
なし頼朝の乳母でもある妻比企尼とともに東国に下向し
ている⁽²²⁾。また『愚管抄』巻第六には

比企(比企)ヒキハ其郡ニ父ノタウトテ、ミセヤノ大夫行時と云者
ノムスメヲ妻ニシテ、一万御前が母ババマウケタルナ
リ。其行時ハ又児玉タウラムコニシタル也

とあることも注意すべきであらう。比企郡が比企氏の根
拠地であつたことが推測される。

建仁三年(一、二〇三)八月、北条時政が頼家の病を機
として將軍の権能を二分したことは当然のこととして頼
家及び比企氏を挑発する結果となつたが、かえつて比企
成員は謀殺、頼家側近の武士の多くは誅殺され、あるいは
配流された。そして乱後、後継將軍の正式には決定さ
れない短い期間ではあるが、

今日、諸御家人等所領如元可領掌之由、多以被下遠州
御書、是危世上故也⁽²³⁾、

と時政が幕府の最高權威者として御家人の再編を謀り、
政所別當の地位についてその実質的権限をも収めた。し
かも

武蔵国諸家之輩、対遠州、不可存式之旨⁽²⁵⁾、

を誓わせ、さらに時政の女婿平賀朝雅が武蔵国守として国衙行政権を確保してくる。

しかるに武蔵国内の武士団に対する統率権は依然惣檢校畠山重忠が掌握している。この点を重視するならば、元久元年（一一〇四）、実朝の室坊門信清の息女を迎えるために上洛した畠山重忠の子重保と、北条時政の女婿平賀朝雅との口論を發した元久二年六月の所謂「畠山重忠の乱」は、国守朝雅と惣檢校職重忠との対立であり、徐々に相武二国の直接支配をめざそうとしていた北条氏の挑発によるものであろう。

すなわち、比企氏の乱によって確保した国衙行政権に続いて、留守所ならびに武蔵国内の武士団に対する統率権惣檢校職を確保せんとする過程であったといえる。しかも結果的には稲毛・榛谷という秩父一族もともに追討され、さらに重忠の妻の実家である足立氏も何らかの影響を受けたと思われる。足立氏は既に治承四年、遠元が頼朝より「領掌郡務」⁽²⁶⁾することを命じられており、その姓などからしても足立郡を本拠地とする、郡司層に系譜をひく武士団であったことがわかる。「比志島文書」⁽²⁷⁾四に収める「元弘三年六月を距ること遠くない時期に建武政府より足利氏に賜わった恩賞地の目録と考えられる」

文書は、旧領主北条氏一門の名が記されているので度々利用されるものであるが、武蔵国関係の中に「同国足立郡（藤原）」とある。泰家とは北条高時の弟で元弘三年還俗して「刑部少輔時興」と名のつた人物であろうが、重忠の乱後、同郡が北条氏領化したことを裏付けるものであろう。

しかるに時政と政子・義時父子の確執が顕在化し、平賀朝雅が京都において誅せられるや武蔵国守として北条時房が現われてくる。秩父一族のほとんどが既に滅亡しており、時房が武蔵守に補任されることによって国衙行政・留守所惣檢校職が北条氏の支配下に置かれるようになったと思われる。

牧氏の陰謀を失敗させることに成功した義時は父時政を退け、北条氏内部の抗争を克服し、その上に立ってさらに所謂「北条執権政治体制」確立を目指すために、当面の最大の敵対者を排除せねばならなかった。それは政治的にも勢力的にも相模国に住する侍所別当和田義盛以下一族をおいて他には存在しなかった。所謂「和田義盛の乱」の具体的経過を述べることは避けたいと思うが、『吾妻鏡』を中心として武蔵国内の若干の武士団について触れておきたい。同書建保元年（一一一三）二月十六

日条に

依安念法師白状、謀叛輩於所々被生虜之、所謂（中略）

宿屋次郎 山上四郎時
元預之（中略）和田平太胤長 金窪兵衛尉行親安
東次郎忠家預之

（下略）

と記載されている。和田胤長らとともに謀叛の輩として生虜された宿屋氏は、『新編武藏国風土記稿』入間郡の条に

先祖は当国七党の一つ、児玉惟行の第四子太郎経行に出づ、経行が四代の孫太郎行俊、此の地に來り住せり、是れ当所宿谷氏の祖也、

と記載されるように武藏七党児玉党に属する。⁽²⁹⁾安貞・寛喜年間、得宗分国若狭の守護代となつた者に屋戸矢実永⁽³⁰⁾がおり、さらに弘長三年（一、二六三）時頼の病に際しては人々の群參を禁制すべき由を尾藤太浄心及び宿屋左衛門尉最信に命じている。尾藤氏は得宗被官中、家令まで勤めた氏族であり、⁽³²⁾宿屋氏も和田義盛の乱後、被官化したものであらうことが窺える。

また『吾妻鏡』建保元年（一、二二三）五月六日条「建曆三年五月二日三日合戦被討人々日記」に、横山人々として粟飯原氏が記されているが、正応六年（一、二九三）の所謂「平禅門の乱」前後に得宗家の使者として『親玄

僧正日記』に散見する。さらに円覚寺文書徳治二年五月

日附「崇演 北条判円覚寺大齋料結番定文」にも粟飯原左

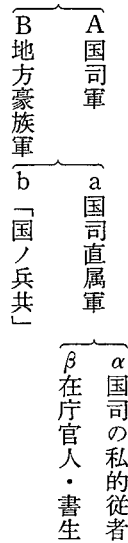
衛門尉・粟飯原後家・粟飯原右衛門四郎などがみえる。⁽³⁴⁾

また元弘時、足利高氏の六波羅攻略に際し北条越後守仲時の自害に「足立源五・塩谷弥太郎・庄左衛門四郎・藤田六郎・金子十郎左衛門」⁽³⁵⁾が殉じているが、塩谷以下の諸氏は所謂「武藏七党」であり、足立氏も含めて北条氏被官と考えてよい。

これらのことから全てではないにしても武藏七党は、平安末期には惣檢校秩父重綱に、鎌倉前期には比企氏あるいは畠山氏に、その後は侍所別当和田義盛に、というようにその時の権力者に掌握されることよつてその存在を保ちえたと思われるが、和田義盛の乱以後、北条氏に吸収され御内人として存在したものと思われ⁽³⁶⁾る。

かくて北条氏は畠山重忠の乱後、留守所惣檢校職を確保して在庁官人の監督権を確保するや、和田義盛の乱を経過することよつて武藏七党を始めとする武藏国武士団をその支配下に繰み入れたのである。⁽³⁷⁾この事實は平安末期、秩父重綱が惣檢校職に補任され、さらに姻戚関係によつて武藏七党を掌握しようとした動きに対比されるものであらう。

ここで近年しだいに深化されつつある国衙の軍事機構との関連について略述しておきたい。石井進氏が十一、十二世紀の国衙軍制の構造を簡略に図式化したものによると次のようなものであった。³⁸⁾



既に述べてきた秩父氏こそBの地方豪族軍であったわけであるが、秩父氏は惣檢校職に補任されることによって——有力在庁官人化することによって、α国司の私的従者を除くA国司軍を掌握するようになり、さらに姻戚関係によってb「国ノ兵共」に比定しえる武蔵七党³⁹⁾を掌握しようとしたのである。すなわち北条氏もまた国司軍掌握を目的として惣檢校職を確保したことになる。

その結果、武蔵国武士団を掌握した北条氏は、国守歴任という高次元での武蔵国支配の可能性を拡大し、形骸化した惣檢校職を嘉禄二年に至って河越重員に補任したわけである。⁴⁰⁾

三、武蔵国務と北条氏

武蔵国は相模国とともに鎌倉幕府草創期に多くの武士団を結集しえた国であつて、鎌倉全時代を通じて最重要視された国でもある。佐藤進一氏によれば、守護は鎌倉時代を通じて設置されたことがなく、守護の権限は国司によって執行されたという⁴¹⁾。今、武蔵守補任者を抽出してみると、元久二年(一一二〇五)、畠山重忠の乱後、北条時房が補任されており、短期間足利義氏、源親広の補任が認められるが、それ以後、泰時を初めとして北条一族、なかでも執権や連署となつた者によって独占されている。

元暦元年(一一八四)六月二十日の除目に頼朝の吹挙によって武蔵守に任ぜられた平賀義信は武蔵国府にあつて国務を執行し、その成敗は「民庶雅意」に叶うと称せられた。承元元年(一一二〇七)四月、北条時房が武蔵守に補任された時、幕府は国務のことは故義信入道の例に任せて沙汰すべきことを命じている。また同年三月、幕府は武蔵国内の荒野を開発すべきことを武蔵守時房に命じており、さらに建暦二年(一一二二)二月、時房は武蔵守として「国務条々興行沙汰」を行っている。すなわ

ち現任国司が国務を執行しているわけである。

しかるに『吾妻鏡』延応元年（一、二、三九）六月六日条には

武蔵国請所等用途支、為地頭沙汰、毎年可有京進之所
々、今日被定下之、当時匠作（時房）所令国務給也、

とあって、武蔵国務を執行している者が匠作すなわち時房であつて、当時の武蔵守である朝直ではない。さらに北条氏は延応二年（一、二、四〇）十一月、鎌倉・六浦間に道路を開作することを定めたが、その工事を強力に押しすすめたのは前武蔵守泰時であつた。ここに現任国司以外の者が国務を執行している事実をみることができる。

ただ寛元三年（一、二、四五）五月、武蔵守経時が「武蔵乃貢」を納める「浜御倉」を管領していることは、彼が現任国司であると同時に北条氏の家督でもあつた点を重視すべきである。

康元元年（一、二、五六）十一月、時頼は執権職を長時に譲与する際、同時に武蔵国務をも預けている。時頼が武蔵国守に任官されたことが一度もないにかかわらず武蔵国務を支配していたことが窺われる。また鶴岡八幡宮文書文永三年（一、二、六六）五月二日附「北条時宗下文」によると、相模守時宗は「武蔵国稻目・神奈河両郷役夫工

米」に關して「武蔵目代殿」に下知を加えている。當時、既に武蔵国務が北条氏家督の地位と不可分に結びついていたことは疑いない。おそらく時房の死後、泰時・経時・時頼を通じて成立したものと思われる。そして石井進氏が述べられた、武蔵国衙が国衙領に對して「国庫五升米」を徴収しえた事実こそ、国務執行の一形態であるろうし、国務を遂行する過程で重要国衙領に對して北条氏がおそらくは地頭職を確保していったものと思われる。⁽⁴⁴⁾

結びにかえて

北条氏の武蔵国掌握は既に述べてきたように「比企の乱」から「和田義盛の乱」に至る争乱を通じて遂行された。この指摘はこれら一連の争乱を北条執権政治体制成立過程において不可欠であつたとする従来の成果に異論を述べるものではない。しかしそれらの北条氏の動向を全て一体的・平面的にとらえて「執権政治体制成立過程」という点にのみ帰結するならばそれは余りにも結果論的であり、さらに執権制の本質を見失う恐れがあるのではないだろうか。ひとつひとつの政変には特殊な条件が存在するのであつて、その特殊条件こそが北条執権政

治体制の発展を示すものであるはずと考える。すなわち北条氏の武藏国掌握は、畠山重忠の乱後、惣校職確保による留守所への監督権の掌握と国司軍の確保を基礎として、比企氏の乱後、北条氏内部の諸矛盾をも解決し、北条氏による国守補任と国務執行権を確保しえたわけであり、その延長上に国衙領の北条氏領化が進行したのである。

註

(1) 上横手雅敬氏「鎌倉政権成立期をめぐる近業」(『法制史研究』11)

(2) 武藏国の北条氏領については奥富敬之氏「武藏・相模における北条氏得宗」(『日本歴史』280)に紹介されているが、相承院文書正嘉元年(一一、二五七)十一月二十八日附「北条時頼道崇^{北条}寺領寄進状案」によれば、入東郡横沼郷をもって大慈寺内釈迦堂に寄進しており、同年十二月二日に至って將軍宗尊親王家政所より安堵の下文が発せられている。当郷の北条氏領化の時期及び経過については全く不明である。猶、奥富氏の指摘された九カ所に横沼郷を加えて表示しておきたい。

久良郡 比志島文書

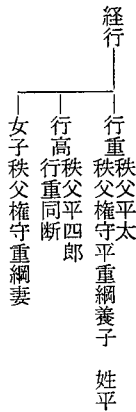
桑	太	六	入	大	佐	麻	六	足
塚	田	浦	東	谷	々	生	郷	立
塚	庄	庄	郡	郷	郷	郷	保	郡
北	金	北	監	下	美	北	陸	北
条	沢	条	野	左	作	条	奥	条
時	実	時	近	近	權	時	五	泰
政	時	頼	大	大	守	顯	郎	家
吾	吾	相	夫	夫	將	比	大	比
妻	妻	承	賴	賴	文	志	慈	志
鏡	鏡	院	聲	聲	書	島	恩	島
		文	古	古	八	文	寺	文
		書	文	文	幡	書	文	書

数字 確認されるもの
数字 未確認なもの

- (3) 石井進氏「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』78-12)
- (4) 武藏国と北条氏については奥富氏註(2)論文。また武藏国衙については石井進氏「金沢文庫古文書にあらわれた鎌倉幕府下の武藏国衙」(『金沢文庫研究』11-4)
- (5) 吾妻鏡同日条及び寛喜三年四月二十日条
- (6) 吾妻鏡貞永元年十二月二十三日条
- (7) 平安遺文501号
- (8) 平安遺文2205号
- (9) 鎌倉遺文969号。猶、五味克夫氏「大隅国建久田帳小考」(『日本歴史』142)を参照されたい。

(10) 鎌倉遺文603・604号には「惣在庁」なるものの存在が、また同654・655号から豊後国留守所に公文檢校の存在がわかる。

- (11) 「中世初期の国衙機構と郡司層」(東京教育大学文学部『史学研究』66)
- (12) 「在庁官人の武士化」(『律令制と貴族政權』II)
- (13) 註(4)論文
- (14) 平安遺文補24号
- (15) 続群書類従所収「武蔵七党系図―有道」に次のように記載されてある。



- (16) 安田元久氏「古代末期の関東武士団」(同氏編『日本封建制成立の諸前提』)
- (17) 『畠山重忠』(人物叢書92)
- (18) 「惣領制」に関する二、三の問題(安田元久氏編『日本封建制成立の諸前提』)
- (19) 「惣領制と幕府法」(『文化』28—1)
- (20) 以上の叙述は吾妻鏡による。たとえば治承四年九月二十八日、二十九日条、同年十月五日条、同年十一月十四

日条など。

(21) 吾妻鏡文治元年十一月十二日条及び文治三年十月五日条

(22) 吾妻鏡建仁二年九月二十一日条

(23) 吾妻鏡寿永元年十月十七日条

(24) 吾妻鏡建仁三年九月十日条

(25) 吾妻鏡建仁三年十月二十七日条

(26) 吾妻鏡元久二年六月二十二日条に「小次郎重秀^{年二十三母左衛門}元女」とある。

(27) 桑山浩然氏「室町幕府の草創期における所領について」(『中世の窓』12)

(28) 北条氏の得た所職は恐らく郡地頭職であろう。猶、入間田宣夫氏「郡地頭職研究序説」(『日本古代・中世史の地方的展開』)を参照。^(後述一筆者註)

(29) 古典文学大系本「愚管抄」巻第六には「ソレニ同意ンタル児玉・横山ナンド云者ハ皆ウセケリ」とあるのに符合する。

(30) 群書類従所収「若狭国守護職次第」

(31) 吾妻鏡弘長三年十一月二十日条

(32) 尾藤氏に関しては、拙稿「御内人「尾藤氏」に就いて」(『武蔵野』52—2)を参照されたい。

(33) 佐藤進一氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』

- (34) 『改訂相州古文書』第二卷489号
- (35) 『太平記』(古典文学大系本) 卷第九「越後守仲時已」下
自害事」
- (36) 伊藤一美氏「武蔵七党と北条氏」(練馬郷土史研究会
会報) 100
- (37) その際、武蔵国には両総における上総氏、千葉氏のよ
うな豪族的領主層の存在しなかったことが北条氏に有利
に作用したことはいうまでもない。猶、北条氏と両総に
ついては拙稿「鎌倉政権下の両総―北条氏領の成立と御
家人の動向―」(『国学院雑誌』74―7)を参照されたい。
- (38) 註(3)論文
- (39) 『吾妻鏡』寛喜三年四月二十日条には武蔵国在庁とし
て「日奉実直、同弘持」が見えるが、日奉氏は武蔵七党
の西党で『保元物語』に義朝に従う輩として「西には日
次悪次」とある者と同族であろう。
- (40) 重員の旧職安堵について、奥富氏は註(2)論文におい
て安堵する権限は泰時が掌握していたこと、したがって
河越氏が被官化したと結論づけておられる。
- (41) 『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』
- (42) 『新編相州古文書』第二卷8号
- (43) 註(4)論文
- (44) 奥富氏は註(2)論文において「北条氏は武蔵の国務掌

握から郡掌握へ、郡掌握から郷の私領化という行程を辿
ったもの」と述べられたが、既に記したように足立郡な
どは畠山重忠の乱後、北条氏領化したと考えてよいと思
う。また国衙領の基本的な構成単位が郡・郷あるいは別
名などの併列から成っていたことは衆知の事実であり、
北条氏領化が「国―郡―郷」という上からのものではあ
つたとはい断できないように思われる。